（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第二条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（軽自動車の検査設備の基準） **第十三条**　法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イ～チ　（略） リ　検査用スキャンツール 2　（略）	（軽自動車の検査設備の基準） **第十三条**　法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イ～チ　（略） （新設） 2　（略）

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第三条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（点検の基準） **第七条**　（略） 2　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一　（略） 二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イ～チ　（略） リ　検査用スキャンツール 三　（略） 3　（略） （自動車点検用機械器具の校正） **第八条**　前条第二項第二号（リを除く。）の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 2　（略）	（点検の基準） **第七条**　（略） 2　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一　（略） 二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イ～チ　（略） （新設） 三　（略） 3　（略） （自動車点検用機械器具の校正） **第八条**　前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 2　（略）